

令和4年度第1回

新宿区みどりの推進審議会議事録

令和4年9月6日（火）

新宿区 みどり土木部 みどり公園課

令和4年度第1回新宿区みどりの推進審議会議事録

令和4年9月6日（火）

午後2時02分～午後4時13分

区役所本庁舎5階 大会議室

1 開 会

2 審 議

保護樹木等の指定及び解除について

公有地保護樹木 指定本数3本

私有地保護樹木 指定本数27本、解除本数8本

3 報 告

みどりのモデル地区の改定と指定等の検討について

4 その他

新宿区いきものさがし2022について

5 連絡事項

6 閉 会

○配布資料一覧

- 1 新宿区みどりの推進審議会委員名簿（第16期）
- 2 保護樹木等の指定及び解除について
- 3 指定及び解除審議対象樹木の写真（※回収資料）
- 4 みどりのモデル地区の改定と指定等の検討について
- 5 新宿区いきものさがし2022
- 6 新宿区みどりの条例・同施行規則
- 7 新宿区みどり公園基金条例
- 8 みどりの文化財（保護樹木等）ガイドブック
- 9 新宿区みどりの基本計画（改定）（※回収資料）
- 10 新宿区みどりの実態調査報告書（第9次）（※回収資料）

出席委員 11名

会 長 熊 谷 洋 一
委 員 山 本 清 龍
委 員 竹 川 司
委 員 三 浦 久美子
委 員 小 島 健 志
委 員 小 林 今日子

副会長 齋 藤 馨
委 員 吉 川 信 一
委 員 渡 辺 芳 子
委 員 山 崎 裕 子
委 員 藤 田 茂

◎開会

熊谷会長 皆さんこんにちは。定刻になりましたので、これより令和4年度第1回の新宿区みどりの推進審議会を開会させていただきます。

まず初めに、4月の人事異動で事務局のメンバーの一部が変わられましたので、メンバーの紹介を事務局よりお願いをいたします。

みどり公園課長 本日コロナ禍の中、御出席いただきましてありがとうございます。

それでは、事務局のメンバーのほう、御紹介させていただきます。

初めに、みどり土木部長の森です。

みどり土木部長 皆さん、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。みどり土木部長の森でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。昨年までは都市計画部長を務めてまいりました。何分、慣れておりませんけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。

みどり公園課長 続きまして私、4月からみどり公園課長になりました小谷でございます。私も同じく都市計画部で住宅課長をやっておりまして、久々にみどり公園課に戻ってきたところでございます。よろしくお願ひいたします。

なお、みどりの係長の八住、みどりの主査の宮田、担当の大城、それから城倉、田辺は引き続きでございますので、よろしくお願ひいたします。

事務局からは以上でございます。

熊谷会長 ありがとうございます。

続いて、本日の出席状況及び配布資料について、事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 事務局でございます。着座にて、これから御説明させていただきます。

それでは初めに、本日の委員の出席状況について御報告させていただきます。本日は渋谷委員、太田委員、椎名委員から欠席の連絡をいただいております。また現在、まだ池邊委員がお見えになっていないというところがございます。このため、現時点では15名中11名の出席になりまして、審議会は成立ということで御報告いたします。

また、会議の公開につきましては、会議は公開を原則するとございますので、本日の議事内容から公開しても支障ないと思っておりますので、公開とさせていただきます。それから、本日は傍聴を希望される方についてはお見えになっていない状況でございます。

また、議事録の公開でございますが、委員の皆様の御発言につきましては、審議会議事録

として、後ほど区のホームページにおいて公開されますことを御了承、御理解をお願いします。

また、本日の会議の運営でございますが、16時を目途に終了したいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。本日配布いたしました資料、1枚目に議事次第、A4のペーパーでございます。2つ目としまして資料1、みどりの審議会の名簿でございます。それから資料2、保護樹木等の指定及び解除についてというA4の資料です。資料3、指定及び解除審議対象の樹木の写真でございます。資料4、みどりのモデル地区の改定と指定等の検討についてのA4のとじたものです。それから資料5、新宿いきものがし2022。更に資料6、みどりの条例、同施行規則。それから資料7、みどり公園基金条例。資料8、みどりの文化財のガイドブック、小さな冊子でございます。資料9、新宿区みどりの基本計画でございます。最後に資料10ということで、みどりの実態調査報告書（第9次）ということでございます。

過不足のほう、ございませんでしょうか。

ないようでしたら、事務局からは以上でございます。

会長、よろしく願いいたします。

熊谷会長 ありがとうございます。

◎審議

熊谷会長 それでは、議事次第2の審議を始めさせていただきます。

本日の審議事項は、保護樹木等の指定及び解除となっております。

まず、事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 事務局でございます。それでは本日の審議事項、保護樹木等の指定及び解除についての御説明をいたします。

恐れ入りますが、資料2を御覧ください。今回御審議願います案件は、資料2の項番1にございます、公有地の保護樹木の指定が2件で3本、また項番2の私有地にございます樹木の指定が12件で27本です。恐れ入りますが、ページを1枚おめくりいただきまして、保護樹木及び保護生垣の申請は今回ございません。続いて保護樹木の解除が7件の8本でございます。

このページの最後の項番3、保護樹木等の推移でございますが、今回御審議をいただきま

して御承認いただけますと、表のまず最初、上段にございます公有地の保護樹木につきましては14本から3本増えて17本で、また表中段の私有地の保護樹木は1,280本から11本増の1,291本となっております。

この11本の内訳でございますが、今回の指定の申請があった27本から解除の申請が出ております8本を引きますと、本来であれば19本の増となるところでございますが、今回、解除の申請とは別に、8本の樹木を保護樹木の台帳から削除いたします。この8本の保護樹木等は、区がこれまで区立公園の敷地として民間の土地を買収したことによって、これまでの所有者から区が所有者となりまして、区の公園の樹木として現在管理しているといったことから、保護樹木の台帳から削除をいたしました。

また、これまで保護樹木の確認につきましては職員による実態調査で、登録している樹木の各健全度、それから現地確認をいたしておりますので、台帳上の誤差はないということで、今回この機会を通じて、公園に移した樹木の本数を差し引かせていただくということで保護樹木は11本の増となるといったところでございます。

それから、今回は保護樹木、保護樹林、あるいは保護生垣の指定解除はございませんので増減はございません。

それでは審議対象となります樹木について、資料2と資料3を映像にまとめて映して、個別に御説明させていただきますので、スクリーンを御覧いただきたいと思っております。

会長と副会長、大変御恐縮でございますが、投影の際、少し席をずらしていただけますと助かります。あと部屋を若干暗くさせていただきますので、御理解ください。

熊谷会長 今、事務局から説明をさせていただきましたが、個別の審議事項に入るまでに何か御質問なり、ございましたらお受けしたいと思っておりますが、このまま審議に入ってよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは事務局から説明をお願いしたいと思います。

事務局（大城） みどりの係の大城と申します。それでは保護樹木等の指定及び解除について御説明いたします。着座にて説明させていただきます。

今回御審議いただく保護樹木等の指定及び解除につきましては、お手元の資料2の内容を資料3及び映像にまとめております。前のスクリーンか、資料2及び3を御覧いただきながら説明を聞いていただければと思います。

保護樹木等の指定及び解除については、前回の審議会の翌日、令和4年3月8日から本日

9月6日までに申出のあった案件です。今回御審議いただく保護樹木等の指定及び解除件数は、前のスクリーンのとおりです。公有地保護樹木は指定件数2件、指定本数3本。民有地保護樹木は指定件数12件、指定本数27本、解除件数7件、解除本数8本です。保護樹林、保護生垣については、指定、解除ともに案件はございません。

それでは、保護樹木等の指定の案件から御説明いたします。

公有地保護樹木の指定案件は2件、3本です。1件目は新宿七丁目の案件です。ソメイヨシノが2本です。2件目は高田馬場四丁目の案件です。ソメイヨシノが1本です。では、個別に説明させていただきます。

1件目、新宿七丁目の案件です。新宿区立子ども総合センターにあるソメイヨシノ2本です。1本ずつ説明いたします。1本目、幹回り1.71メートル、高さ6.8メートルのソメイヨシノです。直径2メートルの植栽マスに植えられていて、樹勢は良好です。

2本目、幹回り2.34メートル、高さ9.3メートルのソメイヨシノです。先ほどと同様に直径2メートルの植栽マスに植えられていて、樹勢は良好です。数年前に施設管理者である子ども家庭課から、樹木にキノコが発生しているため、倒木する危険性があるかどうか問合せがあり、調査したところ、伐採するまでの状況ではなく、現在に至るまで樹勢が衰えることなく育っています。今回から区立施設の樹木についても保護樹木指定をすることで、よりよいレベルで維持管理に協力していく方針になったため、指定を諮りたいと考えております。

2件目、高田馬場四丁目の案件です。新宿区立新宿リサイクル活動センターにあるソメイヨシノ1本です。幹回り2.14メートル、高さ9メートルのソメイヨシノです。直径3メートル、高さ40センチの植栽マスに植えられていて、やや深植え状態ですが、樹勢は良好です。平成25年に施設の建て替えに伴い伐採する計画がありましたが、地元から伐採に反対する声上がり、みどりの係で樹木が残せるように剪定などの指導を行い、保護したものです。先ほどと同様に、区立施設の樹木についても保護指定し、維持管理に協力していくため、指定を諮りたいと考えております。

続いては、民有地の保護樹木の指定についてです。件数は12件、本数は27本です。

1件目は高田馬場三丁目の案件です。キンモクセイが2本、クスノキが1本、スダジイが3本です。2件目は愛住町のイチョウです。3件目は、下落合二丁目のコナラです。4件目は河田町のスダジイです。5件目は大久保一丁目のセンペルセコイアです。6件目は西新宿二丁目のクスノキ2本です。7件目は中井二丁目の案件です。シラカシが1本、スダジイが1本です。8件目は下落合三丁目の案件です。イチョウが1本、スダジイが1本です。9件

目は中落合二丁目の案件です。ソメイヨシノが8本です。10件目は北新宿一丁目のスダジイです。11件目は下落合一丁目のヤマボウシです。12件目は下落合三丁目のソメイヨシノです。では、個別に説明させていただきます。

1件目は高田馬場三丁目にあるお寺の境内に生育する樹木6本です。1本目、幹回り、1.24メートル。高さ5.8メートルのキンモクセイです。墓地の中に生育し、3本の株立ち状になっております。樹形、樹勢ともに良好です。

2本目、幹回り1.72メートル、高さ5.8メートルのキンモクセイです。先ほどのキンモクセイと同様に墓地の中に生育し、5本の株立ち状となっております。樹形、樹勢ともに良好です。

3本目、幹回り2.57メートル、高さ11メートルのクスノキです。あまり剪定が行われておらず、樹形が乱れていますが、樹勢は良好です。

4本目、幹回り0.91メートルと1.05メートル、高さ8メートルのスダジイです。2本の株立ち状で建物側のほうは強剪定されていて若干樹勢が乱れていますが、樹勢は良好です。

5本目、幹回り1.67メートル、高さ9メートルのスダジイです。樹勢は良好です。

6本目、幹回り1.46メートルと1.18メートル、高さ6.7メートルのスダジイです。樹勢は良好です。

このお寺の境内には既に5本の保護樹木がありまして、その保護樹木の生育状況を調査しに伺ったところ、お墓の中に2本、保護樹木に該当するキンモクセイがあったため所有者に指定を勧めたところ、ほかにもお寺の裏に大きな樹木が4本あるという話をいただき、それを含め6本、追加で指定をお諮りするものです。

2件目、愛住町にあるお寺の境内に生育する幹回り3.19メートル、高さ7メートルのイチヨウです。このイチヨウは昭和48年に保護樹木に指定されていましたが、平成24年に火災により、幹の内部が焼けた経緯があります。火災後は区の支援で樹高を低くするなどの処置を行い、樹勢回復を図ってまいりましたが、平成31年に腐朽がかなり進行し、お寺に出入りしている造園業者から危険性を指摘されたため、所有者の意向により、指定を解除しました。しかし、住職の奥様や近隣住民の意向により、伐採せずに様子を見ていたところ、樹皮の巻き込みや幹内部に不定根の発生が見られ、樹勢の回復が確認できたため、再度保護樹木に指定したいと考えております。

3件目、下落合二丁目の個人所有の敷地内にあるコナラです。幹回り1.59メートル、高さ13メートルのコナラです。この個人宅には4本の保護樹木があり、そのうち1本のコナラが

昨年7月頃にキクイムシの被害に遭い、今年の4月に枯れてしまいました。その後、区の調査で保護樹木以外のコナラは大丈夫か調べていたところ、保護樹木の指定条件を満たしているものを発見したため、指定をお諮りするものです。このコナラもキクイムシの被害に遭っているんですが、樹勢が良好で、保護樹木として維持管理に協力していけば、今後も問題なく生育していくと考えられます。

4件目、河田町の個人所有の敷地内にあるスダジイです。幹回り1.22メートル、高さ9メートルのスダジイです。所有者より、保護樹木に指定できないか相談があり、現地の調査を行ったところ、外観上、腐朽などが見られず、樹勢も良好で、根張りも非常によいため、指定を諮りたいと思います。

5件目、大久保一丁目の宗教法人が所有する敷地内にあるセンペルセコイアです。幹回り1.61メートル、高さ10.3メートルのセンペルセコイアです。所有者から保護樹木に指定できないかと相談があり、調査したところ、樹勢も良好なので、指定をお諮りたいと思います。

6件目、西新宿二丁目の商業ビルの敷地内にあるクスノキ2本です。

1本目、幹回り2.71メートル、高さ20メートルのクスノキです。樹勢や樹形が良好です。

2本目、幹回り2.97メートル、高さ20メートルのクスノキです。1本目の近くに植栽されていて、樹勢、樹形ともに良好です。

このクスノキ2本はビルの改修計画の打合せの際に区から保護樹木に指定できないか相談したところ、所有者の指定の了承を得たものです。このビルができたのが昭和50年頃ですが、完成当時に植栽されたもので、当時から大きく、植栽から約50年経過していますが、管理が行き届いていて、樹勢が良好です。

7件目、中井二丁目の個人所有の敷地内にあるシラカシ1本とスダジイ1本です。

1本目、幹回り1.25メートル、高さ7.6メートルのシラカシです。毎年剪定を行っており、樹勢は良好です。

2本目、幹回り1.36メートル、高さ7.5メートルのスダジイです。樹勢は良好です。

この敷地内には既に12本の保護樹木がありますが、所有者からまだ保護樹木になる樹木があると話をいただき、今回指定をお諮りするものです。

8件目、下落合三丁目の個人の所有する敷地内にあるイチョウ1本とスダジイ1本です。

1本目、幹回り1.35メートル、高さ7メートルのイチョウです。

2本目、幹回り1.22メートル、高さ6メートルのスダジイです。

この2本は、所有者の方から保護樹木にできないか相談があり、指定をお諮りするもので

す。2本とも敷地境界の近くにあり、強剪定を実施していますが、樹勢は良好で、近隣との関係も良好で、樹木に関するトラブルはないということです。

9件目、中落合二丁目にある病院の敷地内にあるソメイヨシノ8本です。

1本目、幹回り1.25メートル、高さ10.5メートルのソメイヨシノです。エントランスに列植されているものの一つです。

2本目、幹回り1.26メートル、高さ9.5メートルのソメイヨシノです。先ほどと同様、エントランスに列植されているものです。

3本目、幹回り1.42メートル、高さ10メートルのソメイヨシノです。駐車場の出入口に植栽されています。

4本目、幹回り1.25メートル、高さ10メートルのソメイヨシノです。3本目と同様に、駐車場の出入口に植栽されています。

5本目、幹回り1.62メートル、高さ9.5メートルのソメイヨシノです。庭園に植栽されています。

6本目、幹回り1.24メートル、高さ9メートルのソメイヨシノです。5本目と同様、庭園に植栽されています。

7本目、幹回り1.51メートル、高さ6.3メートルのソメイヨシノです。庭園内に植栽されています。

8本目、幹回り1.3メートル、高さ9.2メートルのソメイヨシノです。庭園内に植栽されています。この病院の敷地内には既に3本の保護樹木があり、そのうち1本にカラスの巣ができたため、区の支援で撤去したところ、敷地内にはほかにも保護樹木に該当する樹木があるという話をいただき、追加で8本指定を諮るものです。エントランスに植栽されているものと庭園に植栽されているもので、樹形、樹勢が良好で周囲に障害物がないことから、今後さらに大きくなることが予想されます。

10件目、北新宿一丁目の個人所有の敷地内にあるスダジイです。幹回り1.43メートル、高さ10メートルのスダジイです。所有者から、保護樹木制度に関する広報を読んで自分の敷地内の樹木も保護指定できないか相談があり、指定をお諮りするものです。樹木の所有者が所有するマンションのすぐ隣に生育していて、一部の枝が建物にかかっていますが、樹勢は良好です。

11件目、下落合一丁目の法人が所有する敷地内にあるヤマボウシです。幹回りが1.32メートル、高さ8.6メートルのヤマボウシです。7本の株立ち状で、樹形樹勢は良好です。この

法人の敷地には4本の保護樹木があり、そのうち1本のイロハモミジが元気がないと相談を受け、調査を行ったところ、指定条件を満たすヤマボウシを見つけたため、所有者に指定を勧めたものです。

12件目、下落合三丁目の学校法人が所有する敷地内にあるソメイヨシノです。幹回り3.75メートル、高さ9.6メートルのソメイヨシノです。所有者から保護樹木に指定できないか相談を受け、現地を調査したところ、指定の条件を満たしていることが確認できました。このソメイヨシノは敷地と私道の境界付近に生育しており、土の表面積が少ないため、根元の部分が非常に太くなっており、枝先の一部に衰弱している部分が見られますが、樹勢は良好です。

続きまして、保護樹木等の指定解除について御説明いたします。

民有地の保護樹木の指定解除案件は、7件、8本です。

1件目は下落合二丁目のコナラです。キクイムシの被害により枯れたため、解除のお申出がありました。

2件目は、高田馬場一丁目のムクノキです。枯れてしまったため、解除の申出がありました。

3件目、富久町のソメイヨシノです。建築行為に伴い伐採する必要があるとのことで、解除の申出がありました。

4件目は、下落合一丁目のイロハモミジです。衰弱し、回復する見込みがないため、解除の申出がありました。

5件目、下落合三丁目のサワラです。傾きが見られ、伐採したいとのことで、解除の申出がありました。

6件目は、市谷台町のソメイヨシノ2本です。衰弱し、回復の見込みがないため、解除のお申出がありました。

7件目は、矢来町のクスノキです。維持管理が困難になったため、解除の申出がありました。

それでは、個別に御説明させていただきます。

1件目、下落合二丁目、先ほど指定のところで説明しました3件目のコナラがある、個人所有の敷地内にあるコナラです。昨年度の7月に、所有者から生育状況がよくないと連絡があり、調査したところ、キクイムシの被害が見られ、区で害虫防除のため、薬剤を樹幹注入しましたが、今年の4月に枯れてしまったため、解除の申出がありました。このお宅にはほ

かにも3本の保護樹木がありますが、現在のところキクイムシの被害はなく、また1本新たにコナラを指定するため、本数は4本のままです。

2件目、高田馬場一丁目の個人所有の敷地内にあるムクノキです。このムクノキは以前から近隣住民と落ち葉の関係でトラブルがあり、所有者が平成30年頃に高さ5メートルくらいのところで、胴切りを実施しました。その後も胴吹き枝が発生していましたが、昨年頃から衰弱し、今年の春に枯れてしまったため、指定解除の申出がありました。

3件目、富久町のお寺の境内にあるソメイヨシノです。このお寺で建築の計画があり、この保護樹木が支障になるとのことで、指定解除の相談がありました。樹形や樹勢もよいことから、寺の住職や建築を担当するコンサルタントとも何度も打合せを行い、2年くらいにわたり伐採しないように交渉してまいりましたが、建築上どうしても支障になるということで、やむなく解除の申出を受けました。移植についても検討しましたが重機の搬入が不可能なことや、移植に伴う強剪定に樹木が耐えられないと判断し、今回、指定の解除をお諮りします。

4件目、下落合一丁目、先ほど指定のところで御説明しました、11件目のヤマボウシがある法人の敷地内にあるイロハモミジです。所有者より保護樹木であるイロハモミジが弱っていると連絡があり、現地を調査したところ、幹に腐朽が入り、一部が枯損していて、その上部も枝葉が衰弱していることが確認できました。3本の株立ち状態ですが、どの株も樹皮が全体的に剥がれ、回復の見込みがないと考えられます。対象木は道路の近くにあり、倒木した場合、通行人に被害が及ぶおそれがあることや、道路際なので、支柱の設置も難しいことから、今回解除をお諮りするものです。

5件目、下落合三丁目にある集合住宅の敷地内にあるサワラです。マンションの管理会社から、保護樹木が傾いてきて倒木するのではないかと連絡があり、樹木の状態を調査したところ、傾きと根元に腐朽を確認しました。しかし、今すぐ倒木する危険性はなく、もう少し様子を見るように管理会社に伝えたところ、住民の方々の伐採したいという意向が強く、解除のお申出がありました。支柱を設置することも検討しましたが、樹木の形状と敷地の広さから、支柱が設置できないと判断し、致し方なく、指定の解除をお諮りするものです。

6件目、市谷台町の法人が所有する敷地内にあるソメイヨシノ2本です。このソメイヨシノは、隣地との境界にある斜面上部に生育しています。数年前の調査時から衰弱が見られ、幹の腐朽も進行していることから、今後幹が折れ、隣接地に被害を与える可能性が高いため、指定の解除をお諮りするものです。こちらのソメイヨシノも同様に衰弱しており、指定の解除をお諮りしたいと思います。

7件目、矢来町の宗教法人が所有する敷地内にあるクスノキです。このクスノキは、以前から近隣住民と落葉の関係でトラブルがあり、平成30年に所有者から指定を解除して伐採したいと相談がありました。当時は区で剪定の支援を実施して、伐採せずに樹木を保存することになりましたが、今年度になり、所有者から今後区から支援を受けても、維持管理が困難であるため、解除したいと申出がありました。区としてもできる限りの支援をしましたが、致し方なく、今回指定の解除をお諮りするものです。

保護樹木の解除については以上となります。

なお、ただいま御説明しました保護樹木等の指定及び解除を御承認いただけますと、承認前と比べて保護樹木の総数が多くなりまして、公有地保護樹木が17本、民有地保護樹木が1,291本となります。

御説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

みどり公園課長 すみません、一言事務局から。これから御審議いただくわけですけれども御発言いただくとき、各委員の皆様のところにはマイクが置いてございますので、マイク一番手前の長いボタンを押していただければと思います。よろしくお願ひします。

熊谷会長 ありがとうございます。

それでは事務局より説明がありましたが、ここで御質問や、御意見をお受けしたいと思ひます。どなたからでも、あるいはどの件についてでも、御自由に御発言をいただいて結構だと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

どうぞ。

吉川委員 ちょっとすみません、これ何だっ。どこ押すの。

熊谷会長 一番手前の横に長いところ。それを押すとグリーンになりますから、押してください。

吉川委員 あ、分かりました。終わったら……また押せば。

2番目の愛住町、候補の2、これだけ立派なイチョウの木なのに、なぜ上のほうに葉っぱと枝があるだけで、下のほうにないんですかね。どこか具合が悪いの。

熊谷会長 事務局、いかがでしょうか。

事務局（城倉） 説明でもありましたけれども、一度火災に遭っています。

吉川委員 あ、火災に遭ったの。

みどり公園課長 はい。かなり黒焦げになって、そのときに上のほう、頭を飛ばして少し低くして様子を見たという。

吉川委員 だから下のほうに全然ないんだ。

事務局（城倉） そうです。切ったところから、何て言うんですかね、やぶ状にバーッとこう、
枝がたくさん出てきたという感じです。

吉川委員 ああ、そうですか。もっとイチョウだったら勢いよくね。

事務局（城倉） ええ、普通ならうんと高くて、もっと枝張りもするんですけれども。

吉川委員 そう。何か衰弱しちゃって、これ夏みたいな感じじゃない、暑そうで。

事務局（城倉） これは4月頃の写真なんです。

吉川委員 あ、4月。そう。

事務局（城倉） その後、葉っぱが出たばかりで、色が薄いんですけれども。

吉川委員 ああ、なるほど。今じゃないんだ。

事務局（城倉） ひと月ぐらい前に見に行ったときはもっと、もっと葉の茂りは広がって、
色も濃い葉っぱがたくさん出ていました。

吉川委員 ああ、なるほど。

事務局（城倉） そういう状況です。

吉川委員 いやあ、何かかわいそうだな、どうしたのかなと思って。分かりました、了解。ど
うも。

熊谷会長 いかがでしょうか。どうぞ御意見をいただけたらと思いますが。

斎藤副会長お願いします。

斎藤副会長 指定については特にはないんですけれども、子ども総合センターのソメイヨシノの
植えマスの、保護用の網というのがなんかすごいキツキツな感じがするんですけれども。あ
あいうのって、これから何かするんですか。

事務局（城倉） この木は、ここの敷地はもともと小学校の敷地だったのですけれども、統廃
合で廃校になり、その後子ども家庭センターという施設になりました。小学校時代からあっ
た樹木だと思いますが、この施設を造ったときに通路として舗装して、ツリーサークルを設
置したものです。タイル舗装してあるので、樹木の根にとってあまりいい状況ではない。

今後は、施設管理者と相談をしながら、ツリーサークルという鋳鉄製の枠の撤去も含めて
これからも良好な生育を保持するようなことを考えていきたいと思っております。

斎藤副会長 ありがとうございます。

熊谷会長 どうぞ、小林委員。

小林委員 ちょっと伺いたいんですけれども、先ほど話題に上がった愛住町のイチョウなんで

すけれども、これ1回解除になって、また住職の奥様とか近所の方が登録を希望されたということだったんですけれども、その住職の奥様や近所の方が登録を希望された動機と申しますか、何を思って登録希望されたのか知りたいなと思ったんですけれども。

事務局（城倉） もともとは寺側も指定解除はしたくなかった。ただ、出入りの植木屋さんが危ないのじゃないかということで、やむなく指定解除したものです。この樹木の周りが全部お墓なんですけれども、周辺にはこの木1本しかないんですね。お寺というもっとたくさん木があるのが普通なんですけれども、立派に見えるのはこの1本しかなくて、お寺の住職の奥さんも非常に大事に思っていた。その植木職人の提言により、取りあえず解除したけれども、やはり、多分目の前のマンションの方だと思うんですけれども、やはり目の前に緑があるのはいいということで残したいということで、取りあえず解除はしたんですけれども、しばらく伐採しないで様子を見るということになりまして、その様子を見ている間にだんだん樹勢が回復してきた。

もともと木にウロがあったり、根元が少し腐朽したりしていたんですけれども、新しく幹の樹皮が腐朽の周りを巻いてきたり、それからその中に不定根という根がしっかり出てきている。その根が地上に届いて、それがまた太くなってくればまた幹が丈夫になるということで、そのような兆候が非常によく見られるので、また改めて指定をして、よりよい管理をしていこうという話になりました。

小林委員 ありがとうございます。

熊谷会長 どうぞ。

渡辺委員 いいですか。何か今回すごく指定が多くて、事務局の御努力のほど、よかったと思っておりますが、何か病院の敷地内でソメイヨシノですか、すごく何本も指定してくださるようなんですけれども、なんか急にこれ決まったんですか。病院とおっしゃったところ。

事務局（城倉） 先ほども御説明しましたように、既にヒマラヤスギが3本、保護樹木として指定されているのですが、そこにカラスの巣ができて、カラスの巣の撤去については区で支援できることになっていますので、それを支援しに行ったときに巣を取っている間、病院の方とお話しをしているときに、結構広い敷地内にたくさんサクラの木を植えた。それは多分、何十年か前に植えたものだと思うんですけれども、それがある程度大きくなってきたので、このサクラも指定できるのではないかということになり、病院の中を裏のほうまで調査しました。最初道路側に列植されているサクラの中で、基準を満たす樹木が3本しかなかった。裏のほうにもたくさんサクラの木があるよということで、全て調査させていただいて、若く

て結構元気なサクラの木が多かったので、今回8本指定についてお諮りすることになりました。

渡辺委員 この病院ってお名前、教えていただけるの。

事務局（城倉） 聖母病院です。

渡辺委員 そうですか。私あそこで出産しました。

事務局（城倉） そうですか。その当時から多分ヒマラヤスギがあったと思うんですけども、サクラはもうちょっと後に植栽されたものだと思います。

渡辺委員 ついでというか、すみません、10番なんですけれども、指定となる北新宿一丁目ですか、何かマンションの前に木があって、ちょっと窓にかかっているということをおっしゃいましたけれども、これ伐採する予定なんかないんでしょうね。

事務局（城倉） これは、申請をされた方の所有しているマンションです。分譲マンションではなくて、その方が持っているマンションであるということと、もう一つは窓に近いのですが、廊下側なのですね。住んでいる側の表の窓側ではなくて、裏の廊下側なので、少しぐらい建物に枝がかかってもあまり影響はないだろうという判断をさせていただいて、それで指定をお諮りすることになりました。

あまり枝が伸びてくれば少しは剪定することがあるかもしれませんが、それが居住者にとってすごく障害になるとは思えないと考えています。

渡辺委員 ありがとうございます。

熊谷会長 よろしいでしょうか。

山本委員、お願いいたします。

山本委員 先ほどの御発言にもありましたけれども、保護樹木の指定件数が増えたというの、非常に喜ばしいことじゃないかなと思います。どういうきっかけで指定に至るのかというのが御説明にもありまして、すごく興味深く拝聴していましたけれども、会話から生まれたり、あと区のほうから直接提案をしたり、あと調査で発見をしたというような事例もあって、ある意味その場所に区の方が行かれて、丁寧いろいろ現地を見られて、それで指定が進んでいるということもよく分かったんですが。

一方でこういう指定、保護樹木の指定件数を増やしていこうとすると、もう少し体系的に進めることもできそうな気がしまして。ただ、もちろん予算のこともありますでしょうし、あと、土地所有者の置かれている状況といいますか、もちろん生活環境の中で樹木が、むしろネガティブに捉えられる状況もあると思うので、やり取りの中でしかなかなか詳細な状

況を把握できないのかもしれないですけども、保護樹木を増やしていくということにおいては、そういう地域の事情だとか状況だとかというのをつぶさに知っていく作業が欠かせないんだろうなということで拝聴しました。

質問というよりは、むしろ意見なんですけれども、こういうことをどうやったら体系的に進めていけるかというのが、結構大事なポイントなのかなということでコメントさせていただきました。

ありがとうございます。

みどり公園課長 会長、すみません事務局です。御意見ありがとうございます。実はこの保護樹木の本数、実は10年ぐらい前、本当に台帳上、ちゃんと数が、本当現地もあるのかと。それから今、生育状況本当どうなんだろうかといったところが、ひとつきっかけで、職員が先ほど言った城倉のように現地調査をして、その中で新たな保護樹木、所有者の方と見つけたというのがあります。

今後体系的にというのは、私どもも課題と考えておりまして、特に所有者の方が維持管理をしていくという原則はありつつも、やはりそういった剪定の支援をしっかりと、今落葉の回収なんかのお手伝いもしていますが、この体系的なもの、それからどうしても建築上やむを得ずといったときのその保護樹木の在り方というのは、ちょっとこれから検討課題だと思っております、今日また後ほど御報告する新たな緑化支援の中でも、少しこの制度をちょっと考えていこうと言っているところでございます。

山本委員 ありがとうございます。

事務局（城倉） 私どもの係では、区民や事業者が敷地面積250平米以上で建築計画するときには緑化計画を出さなければいけない緑化計画書制度というのがありまして、その相談に来たときに、その敷地に既存の樹木があるかどうかということヒアリングして、大きな樹木があればそれを残してもらおうよう協議しています。特に保護樹木がその敷地にあるときは、緑化のポイントが高くなる。要するに実際の緑量より大きな緑量としてみなすことができるように今年度からしました。

そのことによって、大きな樹木があれば保護樹木にしてくださいと、また保護樹木をそのまま残していただければ、新たにあまり緑化しなくてもいいみどりが確保できますよというようなことも推奨しています。

ですので、いろいろな方面からなるべく大きな木、やはりそれだけの歴史を持った樹木を残すということはとても大事なことなので、そういうことも含めて事業としてやらせていた

だいています。

山本委員 どうもありがとうございました。

熊谷会長 どうぞ。

三浦委員 ありがとうございます、三浦です。

この矢来町の7番ですけれども、トラブルがあったということで解除の方向に進んでいるということなんですけれども、このトラブルについて隣人さんに区で何かのアプローチとか説得とか、交渉とかはやっぱりされたんだとは思っているのですが、そこら辺のところをはっきりお伺いできればと思って手を挙げました。

よろしくをお願いします。

熊谷会長 事務局、お願いいたします。

事務局（城倉） 基本的には民地同士の話なので、隣地の方に直接私どもがお話しすることはやっぱりしていません。ただ、所有者側には何回も働きかけはしています。

所有者側の本音は、やはりこれだけの立派な木は残したいという思いはあるのですが、地形的に見ていただくと分かるかもしれませんが、左の写真の左側が隣の家なんですけれども、隣の敷地が5mくらい崖下になっています。今木の生えているところが宗教法人なんですけれども、境界のすぐそばに木が生えていて、なおかつ隣地が崖下になっているということで、落葉の落ち方が半端ではない。相当以前からそういうことでトラブルがありまして、クスノキなので初夏に葉っぱが落ちるんですけれども、所有者がキリスト教会なんですけれども、教会の関係者が隣の方に言われて、隣の敷地まで掃除をしに行っているというような状況が今でもずっと続いていました。ここへ来てもうどうしようもなくなったということで、今回、解除のお申出がありました。

ですから、この樹木は今年、ついこの間剪定したのですが、解除するけれども、取りあえず剪定だけでもしておきたいと。区も助成はしなかったんですけれども、自分のところの費用で、取りあえず剪定はしたという形で、指定解除されたら伐採をしたいということでした。それだけ困っていらっしゃる。まあこれはもう仕方ないのかなということでお諮りをしました。そういう経緯があります。

熊谷会長 どうぞ、吉川委員。

吉川委員 ただいまの御説明、ごもっともだと思いますが、ちょっと不審に思うのは、落葉が多くなるからということをおっしゃってましたね。落葉については新宿区でも助け合いで何かやってくれるというシステムがあったんじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

落葉が多くてトラブルの一つに数えられたということは、私にとっては、どうも意味不明瞭に感じます。何か確かに新宿区で落葉、援助する制度があったような気がするんですが、いかがでしょうか。

事務局（城倉） 新宿区では、この制度では、保護樹林に指定されている場所については、落葉掃除まではできませんが、集めていただいた落葉を区で回収するという事業はやっています。それ以上のことは今のところできない状況です。隣に公園があったりすると、公園の清掃のついでに道路なんかには落ちた落葉も一緒に清掃してもらうということはありますけれども、他の民地の土地に入って掃除をするというようなことはやっていません。

吉川委員 じゃあほかにも落葉についてはトラブルがあるんじゃないかと思うんですけども、これだけじゃなくて。そういったことに対する対応は、親切でやってもらえているのかどうか知りたいと思いますね。

みどり公園課長 事務局です。すみません。落葉の処理については、原則その所有者の方が当然やることだと思っておりますが、今言ったような保護樹木の一部の制度にあるということと、あとちょっと私どもの所管でそういった落葉をどういうふうにしていくかというのは、なかなか今そういった制度がない状況でございますので、今日、吉川委員からいただいた御意見は当然ですし、今後こういったことが、こういったもの、解除につながるような、落葉についてはちょっと御意見としていただいて考えていきたいと思っておりますので、現状ではなかなかそういった落葉だけのための救済でというのが、制度が私どもの中では今ないという状況で、ちょっと難しい状況でございます。

吉川委員 これは前からあるんですよ。僕ら何年も前から保護樹木全部回ろうじゃないかというところで、有志で回ったことあるんですよ。だけれども保護樹木はなかなか厳しいところもあって全部回れなかったんですけども。そのとき、こういう意見が出ていたの、やっぱり落葉ね。落葉で困る、年取ってくる。これは基本的な問題ですよ。物が落ちる、清掃しなければいけない、清掃する人は年取ってくる、だけれども保護したい。これは大切なことで、将来に関わる問題ですよ。ぜひこれはちゃんとしていただきたいと思っております。

よろしく。

熊谷会長 今の問題に関連しての御発言ですか。

では、お願いいたします。

三浦委員 ありがとうございます、三浦です。実は私も近隣に保護樹木の指定をしたらいかがですかとお話はしています。ただ、やはり皆様がおっしゃるとおり、高齢化して死んだと

きにどうしたらいいのか分からないから、もうそれだったら申請しないって言われてしまうんですね。だから企業さんには勧めやすいところもあるんですが、個人の方だと自分の代で終わると思うから申請しませんってはっきり断られてしまうんですね。

ですから、みどりというのは新宿区の財産であって国の財産だと思うので、そこら辺のところを行政が支援していくというのは大切なことだと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

実は、この審議会の委員は現在16期なんですね。16期に入っているんですけども、恥ずかしながら私、1期目からやっていますので30年。もう31年目に入っているんで、当初からこの今、吉川委員の言われた落葉の問題についてはもう毎回のよう問題が指摘されて、それも随分審議会等でいろいろな御意見をいただいて話し合っては来ているんですけども、なかなか具体的に民地同士とか、あるいはいろいろな土地所有の問題、国とそれから地方行政というか、そういう問題もありますし、それから実際の作業をどういうふうに割り振ったらいいかとか、これすごくいろいろな問題が絡んでいまして、なかなか具体的に皆さんが納得できるような案というのが、実はまとまらないでここまで来ているんですね。

それについては会長の私の責任も大いにあるのですが、やはりこの際、この審議会だけでの議論ではどうしても限界があるので、これについては小委員会なり、あるいは別途委員会を立ち上げて、少し結論が出るまで意見をいろいろいただいて、できたら効果的な提案までつなげて、そういう案をこの審議会に上げてお認めをいただくなり、またさらに御意見をいただくというような作業をしないと、これは本当に何回も吉川委員が腹立たしく思われるのは私もよく分かります。

なかなかそういういろいろな、いわゆる難しい条件をクリアしながら協力を願っていくということで、結局は区民の皆様に、区としては協力をお願いするということ以上になかなかうまい案が浮かばない。でも随分前から区として、それに関わる幾ばくかの予算については確保して、金銭的な支援をしたいということは、もう随分常識的になってきているので、それについてはさらに具体的な提案を詰めていきたい。

私も分かったときは、もうこういうことはもうこの審議会だけじゃ話が見つからないので、区長に直接談判して、私のほうではっきりと予算をつけてほしいと言うということまで考えたこともあったのですが、やはり本当にこれに対しては利害関係者がたくさんおりますので、

それと国と地方と、それから民間とそれから企業と、この辺のどのような理解を得て進めていくかということになろうかと思えます。

特にその一番表れてきているのが今の落葉の、特に所有者と所有者以外の隣人といえますか、関係者との間の、分かりやすく言うといざこざですね。それをどういうふうに区が指導するなり、あるいは援助するなり、あるいは上手に判定をするかというようなことはいつも話題に上がるのですが、なかなかケース・バイ・ケースで、担当の方も大変困られているとは思っています。

でももう少し、あんまり個別の話をしてはいけないのですが、最近は特に、特にですよ。事務局の城倉さんみたいな大変熱心で地元に行って現場を当たって、それでその場でちゃんと調査した結果をこの審議会に上げていただいて、皆さんの御意見をいただくというような形になってまいりましたので、できましたら、この辺については事務局と私のほうで相談して、この落葉の取扱いに関する作業部会といえますか、小委員会といえますか、そういうのを立ち上げて、ぜひその委員には吉川委員に入っていていただいて、渡辺委員にも入っていていただいて、三浦委員にも入っていていただいて、それで検討させていただきたいと思えます。

そんなところで、今日のところは勘弁していただけますでしょうか。申し訳ありません。大変これは以前からの長い間の問題で、区民の皆様の理解は本当に得ないといけない問題です。ぜひ皆様の御協力もいただきたいと思えます。

課長、よろしいでしょうか。

みどり公園課長 会長ともまた御協議させていただきながら、今後、会長がおっしゃた委員会の、検討会ですね。そういったものをちょっと考えながら、本当に落葉について、いろいろとやっていきたいと思えますので、よろしく願います。

吉川委員 おっしゃるとおりだと思いますよ。よろしく願います。

熊谷会長 藤田委員、願います。

藤田委員 今の話とはちょっと違うんですけども、コナラが1本解除になって1本申請になった。コナラ、このところ、ナラ枯れが非常に増えていまして、結構都内でも枯れているのが増えてきているんですね。これに対してやはり小まめな対策というか、状況を見て対処するということが重要かと思えますので、今回それを見て、もっとあるというのが分かったということなので、ぜひそういったものの対応も細かくしていただければいいなというふうに思いました。

以上です。

熊谷会長 コナラの問題ですよ。

みどり公園課長 会長すみません、事務局です。

御意見ありがとうございました。保護樹木もしかりなんですけれども、区立公園でもコナラで、どうしても被害が出たというのは結構ここ数年ございまして、特におとめ山公園なんかでも大分出ました。いろんなそれ以前の対策とか予知するような場合は、いろいろ虫がつかないような対策とか、やっております。

ただ、また引き続き、実はそういった専門家の方も秋頃、研修会というか、ちょっと検討してもらって予定にしていまして、いろんな専門家の方とか、いろんなほかの現場なんか、我々も情報なり勉強しながら、引き続き現場、それからまたこういった保護樹木の場でも、所有者の方に何かお知らせできるもの、支援できるものを考えていきたいと思っております。

熊谷会長 ありがとうございます。今日は椎名委員が御欠席なので、椎名委員は非常にそういう樹木とか現場にお詳しいので、委員がおられたらさらに詰めた議論もできるのですが、今、事務局の課長のほうから御提案があったように、少しその検討については今後委ねさせていただきたいと思っております。

それと私、ちょっと個人的にいろいろ現場の写真をを見せていただいて、明らかに根元の周辺の生育環境が劣悪ですよ。よく幹のところを見て元気だとか、上見て葉っぱがついてるとかという意見がどうしても多くなるんですけども、根本的には樹木は根っこの部分の環境をきちっと確保してやって、もちろん水分条件とかあるいは土壌条件とか、そういうこともきちっとしてやらないと、多分、樹木を保護したりなんかするのも机上の空論になってしまうんじゃないかと思っております。

どの写真を見ても非常に狭い環境で、それもかなり土壌が硬くなっていて通風も悪い。それから通気性も悪い。それから人工物のコンクリートや石に代表されるもので固めちゃってありますよね。ですからそういうところはもう思い切ってそういうのを外すような、そういう環境をつくっていかないと。だからそれは果たしてこの審議会の審議の結果として、それを行政といいますか、具体的に新宿区はどういうふうに所有者の方に提案、協力いただくか。これは多分、予算的な問題もあると思っております。

ですから今、いろいろな移植とか、それから剪定の補助といったような予算を超えた、もう少し根本的な、いわゆる何ていいますか生育環境の基本的な改善とか、そういう問題についてきちっと対応して、専門的な見地から予算の計上もできるような形にしていかないと、とても対応できない。

どう見ても今見せていただいた、どの写真も環境悪いですよ。何か実際にごみを捨ててあるようなところもありましたし、それから周りが非常に狭苦しかったりで、保護樹木にするというのは、何か非常に樹木を大切にしていらっしゃる方にとっては情けない区への対応だなど。それを分かって、保護樹木にしているのに何だと。こういうようなことをおっしゃる方が多いのではないかと思いますので、そういう根本的な問題をそろそろ皆さんで考えていただけたらと思います。

どうぞ御意見あったら、この際。

どうぞ。

山崎委員 落葉の、先ほどの落葉の問題は深い、いろいろな問題があるということをおも初めて認識しました。いろいろお話ありがとうございました。

解除についての3番目の建築行為に伴い伐採するため、本当にこれは残念なことだと思います。事務局の方もいろいろ御尽力された経緯をお伺いしましたがけれども、こういったような案件というのは今も何件か進んでいるのでしょうか。指定されているものがなくなるような、そういう残念な状況というのは結構ケースとしてあるのでしょうか。

熊谷会長 事務局いかがでしょうか。

事務局（城倉） 現状の保護樹木については、今のところそれほどはありません。ただ、もともと敷地に生えている大きな樹木を撤去するというような話はよくあります。

新宿区は土地の価格が高いものですから、建築するとき敷地目いっぱい、要するに建ぺい率を丸々使って敷地に建物を建てることが多いです。建物から外れたとしても建築安全条例というのがあって、避難路を確保しなければいけない。これは避難路に当たるところは、地被ならいいけれども、低木でも植えてはいけないというようなことで、安全を先に言われると、どうしても樹木関係のほうが弱くなってしまいうようなところもあって、なかなか難しいところがあります。

あと移植ですけれども、やはり大きな木というのは移植が非常に難しいです。まず移植する場所がなければいけない。場所というのは、その敷地の外へは、大きな樹木ですと運搬ができないし、持っていけない。持っていったとしても植える場所がない。まあ区の公園ということは考えられなくはないですが、区の公園もたくさん木が植わっているものですから、なかなかそういう状況にならないというのが現状なので、このところ続けて2回ぐらい、そうやって敷地内の建築計画のために保護樹木を解除するというのがありましたけれども、件数としてはそんなには多くないのかなと思っています。

あとは先ほど申しましたように、残せる樹木は残してもらって、残すことによるみなしのポイントを使っていただいて、なるべく残していただくようなことを、いろいろ考えているところでございます。

山崎委員 ありがとうございます。

熊谷会長 齋藤副会長、お願いします。

齋藤副会長 先ほど、会長のほうから落葉の問題はもう30年ぐらいということなんですけれども、保護樹木というものにある意味頼って、区内のみどりの質を高めているという状況はあると思うんですね。そもそも日本の公園とかでプラタナスとかヒマラヤスギだとかそういうものが植えられたのは、結構一斉に植えられていて、今それらが大きくなって、それをどうやって交代させていくのかとか、そういう中で保護樹木という制度があると、今、民有地でも何でも、それなりにそれを大事に扱うことで、30年、50年で考えると、どう移行するかというのがやっぱり結構重要で。公園の敷地に入ったので保護樹木を解除するというのはあると思うんですが、この矢来町の樹木を見るとやっぱり、高いところにある隣の敷地の葉が裏に落ちてくる。表ならやっぱり玄関前掃除するから、多少毎日いろんなものがあっても大丈夫だけれども、裏にドサッと落とされると、というようなこともあるので、まあまあそれなりに考えられるのかなという。土地自体も先ほどの舗装がどんどん増えているということもあって。

それでこの手の、この次にモデル地区という検討があるんですけども、モデル地区に限らなくてもいいんですけども、どうやって増やそうかという話もちろんあるんですけども、こういう落葉とかいろんなもの問題がモデル地区内にどんなふうにあるのかというように調べておくことは、やっぱり長いみどりの行政の中で、これからどんどん顕著に出てくるようなこともあって、やっぱり今から小委員会と会長おっしゃいましたけれども、結構重要な問題なのかなというふうに感じました。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

ほかに何か。けしからん、という御意見、吉川委員ございますか、まだ。何やっとなるんだと。

吉川委員 申し訳ないけれども、あんまり難しく考えたらできませんよ。もっと簡単に考えて、割り切って考えていこうじゃありませんか。やっぱり難しく予算や何だかんだやっていたら、いつまでたっても決まりませんよ。何かさっと、長引かせず解決する方法があるんじゃない

かと思えますよ。考えれば。私はそう思いますね。

熊谷会長 ありがとうございます。そういう御意見も、大変貴重な御意見です。

よろしいでしょうか。

三浦委員、お願いいたします。

三浦委員 ありがとうございます、三浦です。さっき事務局の方が250平米以上の緑化計画ということがあるというお話だったんですけども、落葉についてはけしからんというのがあると思うんですけども、お互い様という発想がないんですね。皆さん、さっきおっしゃったように、新宿の土地にいっぱい建築物を建てる。自分ちのところには木がない、何もない、ただあるのは構造物のみ。そういうと、人様の木が気になってしょうがない。こういうのではなくて、例えば小さいアパートとか、商業のみで、コンクリートのみで建てているところが増えていますが、約250平米ではなく、90平米以上に網をかけて壁面緑化を義務化するとか、そういうふうにお互い様の発想がとても大事なのかなと思っております。そうすれば自分のところも人様に迷惑をかける。そして人様のことは、やはり自分も迷惑をかけているんだからお互い様という発想がないと、人のことだけを責めてしまうような形になっていくのではないかと。

例えば少子高齢化で子供の泣き声が許せない。自分のところは子供がないから、人様のことは言える。だけれども、お互い孫がいたりとかすればお互い様という発想がある。だからお互い様ということで、壁面緑化90平米以上の義務化、新宿区の条例でもいいですから、そういう発想で捉えていくのはいかがでしょうかという御提案です。

ありがとうございます。

熊谷会長 ありがとうございます。

それでは、貴重な御意見をいただいてまいりましたが、審議結果として、保護樹木等の指定及び解除につきましては、一応原案どおりお認めいただいたということでよろしいでしょうか。一方で、これを越えたような御意見もたくさんいただきましたので、それを次の報告事項である、みどりのモデル地区の改定と指定等の検討について、この議題においても一度御意見を賜ればと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

◎報告

熊谷会長 それでは、本日の議事次第3の報告事項、みどりのモデル地区の改定と指定等の検討について、事務局から御説明をお願いいたします。

みどり公園課長 事務局でございます。それではお手数ですが、資料4、A4のみどりのモデル地区の改定と指定等の検討についてを御覧ください。

このみどりのモデル地区は、本日も机上にお配りしています新宿区みどりの基本計画で、具体的なみどりの実現のために示す方針の一つでございます。また、みどりの条例によっても、みどりの保護ですとか育成に関する施策を推進するために指定をしております。現在は笹笥地域でみどりの推進モデル地区、それから新宿駅周辺地域で屋上緑化等の推進モデル地区を指定をしまして、これ今年の4月から3年後の令和7年の3月まで指定期間として支援、展開しております。

これまでも、当審議会におきましても、このモデル地区についての様々な御意見いただいております。次期指定期間、いわゆる令和7年の4月以降までにちょっとモデル地区の改定ですとか、新たなモデル地区の指定等について検討したいというふうに考えております。

こちらの同じ資料の、恐れ入りますが5ページをお開きいただけますか。この資料4の5ページに表と図がございます。最初に上段の左の参考の表と書いた、表-1がございます。こちらは令和2年度に実態調査で分かった各地域の緑被地面積を示しております。表の一番右方に、現行のモデル地区の有無というのを記載しております。この10の地域というのは、この上段の右に参考図1で書いてある地域区分ですが、こちらは区の上位計画になります都市マスタープランの中で区民が身近に感じることのできる日常の生活範囲ということで出張所の所管区域を元に10の地域に区分してございまして、その地域ごとに緑地を分析に使用しているところでございます。

参考表-1でございますが、表の一番上から1段目は四谷地域、今緑被地の面積が一番多いところでございます。この四谷は御存じのように新宿御苑とか、大規模な緑地があるところなんです。

2段目が笹笥地域、2番目に緑地面積が多い地域です。これは昨今、大日本印刷等の開発等で緑地が増えているということございまして、数年前の調査に比べても4ヘクタール、5年間で増えているところです。現在この地域、笹笥地域をみどりの推進モデル地区に指定しております。

次に3段目の榎地域、ここが実は緑被地が、10地域の中で一番低いところございまして、この地域、お寺とか多いということであまり大きな公園とか公共施設がない、そういった地域でございます。

以下、若松、大久保、続いて屋上緑化推進モデル地区である新宿駅周辺から落合第一、第二地域といった順番です。

さらにこれを分析し分かりやすくしますと、この5ページの一番下の段にある参考図-2という図がございます。この図は10地域ごと別に緑被率、それから樹林率、それから民有地の緑被率、そういった区別で順位づけをしたものです。これで見ますと区内では若松地域、これがいずれの項目でも上位を占めています。それから現在みどりの推進モデル地区の笹筒地域はおおむね中間ぐらいの位置、それから榎地域はいずれも最下位となっています。それが現在のみどりの現状でございます。

お手数ですが資料4の1ページ目、もう一度初めにお戻りください。最初にこの項番1の新たなモデル地区の在り方(案)でございます。

最初(1)の推進モデル地区でございます。このモデル地区は緑被率の低い、そういった場所に緑化を新たに推進するといった形で、現在笹筒地域を指定しております。先ほどの調査結果からも笹筒地域は38ヘクタールほど緑地がございます。一方で最下位を占めた先ほどの榎地域が16ヘクタールといったことで、最下位を示しているといったことから、令和7年4月以降のみどりの推進モデル地区には、一番右下の図-2にございますように、現在の笹筒から榎地域へ、新しく緑化を推進する地域として変更すべきではないかということ考えているところでございます。

続きまして、2ページ目をお開きください。(2)の屋上緑化等推進モデル地区でございます。この地域は現在、商業地域を中心に屋上ですとかベランダ、そういったところの緑化を推進している地域で、現在図-3、上の図-3の青枠で囲った新宿駅周辺を現在指定しております。

一方でここ数年、区内の商業地域、駅の周辺とかいろんな再開発が動き始めています。その中で特に高田馬場駅、それから飯田橋駅、こちらの周辺はかなり準備が進んでおりまして、例えば高田馬場駅でしたら駅を中心に、ターミナルにふさわしいまち・空間を整備する。それから飯田橋駅でしたら駅周辺の都市開発と連携した基盤整備の誘導などが図られて、そのときにいろいろ緑化スペースもできるだろう。そういったことから、こういった飯田橋あるいは高田馬場を新たにこの屋上緑化の推進モデル地区として入れて指定することで、こうい

った開発の機会をうまく捉えながら効果的に緑化できるのではないかということで、この下の図-4にございますように、これまでの新宿駅に加えまして、高田馬場駅付近、それから飯田橋駅付近を加えたいと考えております。

例えば四谷ですとか駅周辺については、いろいろまだ地域がございますが、まだ具体的なまちづくりとか、そういうところは示されていませんので、今後も引き続きそういったまちづくりの動向を見ながら、必要に応じて追加をしていくといった考えでございます。

最後、3ページ目をお開きください。(3)のみどりの保全モデル地区です。このモデル地区は現在指定が全くございません。このモデル地区は、緑被が比較的もともとある場所において、先ほども御審議いただいているような、今ある緑を保全をしていこう、そういった形の指定、新しいタイプの指定でございます。

先ほど言いましたように、みどりの実態調査としては、落合の第一地域ですとか第二地域、そういったところが、公共の施設というよりは本当に民間の施設、あるいは個人のお宅、そういったところが非常にみどりが多いところとございます。ですので、そういったところにあるみどりを、保護樹木等、まさにそういったものをうまく保全していく、そういった地域としてやっていきたい。

ただ一方で、先ほど言った建築行為もありますけれども、建て替えですとか、あるいは相続によって敷地が細分化される、そんな昨今の状況もありますので、そういったことで失われないようにやっていきたい。先ほどの10地域では、落合第一、第二というふうに分けてはありますが、こういった住居形態ですとか、個人住宅にみどりが多い、そういった傾向は同じ系統でございます。そのため、ここの落合第一と第二を合わせて落合地域という形で、新たにこのみどりの保全モデル地区といったものを指定できればというふうに考えております。

次に、4ページ目をお開きください。今御提案したようなモデル地区の見直しの、今後どういうスケジュールで考えるかというところとございます。

この今後のスケジュールで、最初の上段は現在のモデル地区が、現在令和4年9月でございますが、令和4年4月から令和6年度、いわゆる令和7年3月末まで、3か年指定しております。今回、御提案、御検討進めたいのは、この令和6年度で終わる、令和7年4月から始まるモデル地区に新たに今言った考えを取り入れたいというふうに考えております。

このためには、表の2段目、3段目にございますが、今回モデル地区の候補地を事務局から御提示しておりますが、引き続き令和5年度にかけまして、このモデル地区でこういった支援なり施策を展開するのかといったことを、事務局のほうから御提示なり御報告させてい

ただきながら、また意見をいただいて、必要な予算措置もありますし、準備を含めて、それで最初に令和6年度が一番最初の審議会、8月ぐらいを考えておりますが、ここで最終的に新たなモデル地区ということで御審議をさせていただいて、お諮りしたいというふうに考えています。それが終わりましたら、関係者、地域、そういったところに周知をしながら進めていくというふうに考えております。

最後に項番3、「より魅力的な緑化支援手法の検討項目」と書きました。現在のモデル地区にしているところでは、例えば緑化助成の金額の上乗せをしているとか、あるいは今日もいらっしゃいますけれども、皆さんで地域を緑化しているグループの方に対するいろんな緑化の材料等の支援、これを通常よりも増やすといったような形で支援をしておりますが、これだけではなくて、このモデル地区の検討の中で新たに、みどりの基本計画でも言っているような、(1)から(5)に書いた5つの方針もございますので、この方針に基づいて、今後、支援とか具体的な内容を検討していきたいと思っております。

最初に(1)でいいますと、貴重な地域のみどりを守るといったことは、先ほど言った保全地区もそうなんです、保護樹木の体系的な見直し、そういったものを検討していきたい。それから先ほど、こちらにはありませんが、落葉の問題も含めて総合的に考えていきたいと思っております。

次の(2)が、新たなみどりを増やすというところでございますが、今緑被が一番少ない榎地域で、どういう支援をするかということも含めて、また接道部緑化や屋上緑化助成、こういったものをもう少し制度の見直しをして、みどりを増やしていけないかということを検討していきたいと思っております。

(3)は特色ある美しいみどりづくりということで、屋上緑化等の助成制度もございますが、こういった中で、花壇とか菜園とか、そういったものも対象の拡大をしてもいいんじゃないか、そういったところを考えていきます。

(4)でいいますと、みどりを活用するという点で、それぞれ民有地とか大学とかにある緑地を、例えば所有者の方ともいろいろ協力して、公開ですとかオープンガーデンとかにできないか。そういったみどりを活用するという点をいろいろ考えていきたいと思っております。

最後は(5)で啓発というところがございますが、良好な緑化事例の公表ですとか顕彰制度、そういったものをもっと拡充して、あと地域のイベントで、気軽に参加できるような緑化講座だとかイベントとか写真コンテストとかを開催して、そういったものを通じて区のみ

どりの施策を積極的に周知していくことを考えております。

今日は項目のみの頭出しでございますので、細かい支援の内容まで、御説明はまた次回にしようと思っておりますが、冒頭に申したようなモデル地区の大枠の考え方でとかそういったところ、ぜひいろいろ御意見をいただければと思いますので、事務局からの説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

熊谷会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか、今の事務局からの説明について何か御質問、御意見がおありでしたらお願いをしたいと思います。

藤田委員、お願いいたします。

藤田委員 先ほど、屋上緑化の点で、菜園とか花壇も入れるというお話が出てきました。非常にいいことだと思って。セダムなんかよりはよっぽど効果は高いし、それから今、身近に物を作ってそれを消費するという、そういったものでも非常に話題になっているところですし、それが自ら野菜や何かを作って食べるということ、教育的にも非常にいいことなので、我々も今、いろんなところでそういうのを推奨していますので。ここでもぜひそういうのを取り入れていただければ助かると思っております。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

ほかにどうぞ、御意見。

山崎委員、じゃ、お願いいたします。

山崎委員 私も今、菜園とか花壇というのは見ても楽しいし食べても楽しい、そういった意味で、もっとそのところに注目してほしいなどは思っていたんですが、もう一つ、やっぱり食料問題というものが社会問題としてありますので、その辺と絡めた新たなみどりを増やすとか、屋上緑化というものを食料、今後いろんなことで環境も確かに厳しいですし、いろんな世界の状況を見ますと本当に身に迫るものがあると思っておりますので、その辺もちょっと念頭に置いて、今後進めて、早い時期から始めることが大事だと思っておりますので、ぜひその辺も御検討いただきたいと思います。

熊谷会長 ありがとうございます。

みどり公園課長 事務局です。御意見ありがとうございます。食料問題等については、私どもの中ではなかなかそこまで行き着かない部分でございますが、委員から、御提案いただい

て関係部署とか、あとそういったことも私どもいろいろ頭の片隅に入れて、ちょっと知識もないところもあって申し訳ないんですが、ぜひそういったことも視野に入れながら、検討を進めていきたいと考えております。

ありがとうございます。

熊谷会長 小林委員、お願いします。

小林委員 今、食料という話があって、すごくいいなというふうに思いました。みどりを増やすときに、見た目がいい園芸物とかいろいろあるんですけども、そういったものが必要な場面もあると思います。

一方で、やっぱりさっき食育の話とかありましたので、そういう果樹を植えるですとか、あともともと新宿に生えていた植物って何だろうというふうに考えて植えたりですとか、あとのみどりの活用というところがありましたので、何か匂いを楽しみやすいお花が咲くツル植物ですとか、あとは虫が来やすい、その虫は……まあ虫、もちろん好き嫌いあるかもしれないんですけども、それを例えば子供たちが見ることによって、何か学習につながるようなみどりというような、ちょっといろんな視点でみどり、どういうみどりがいいかなというのを考えると、より区民の方のみどりに対する価値観というんですか、みどりというのが落ち葉落ちてうっとうしいものではなくって、自分たちの生活を豊かにしてくれるものなんだということに、少しでも気づいてもらえるようなみどりを、何か選んでもらえるといいなというふうに思いました。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

渡辺委員、お願いいたします。

渡辺委員 私ども、牛込笹笥地域センターを利用しておりますけれども、笹笥地区は結構緑が少ないということでモデル地区になっておりますが、隣のあさひ児童遊園に花壇を造りまして、通年でお世話しております。また緑化運動ということで、地域センターの出張所の壁面にゴーヤを植えたり、「内藤とうがらし」とか「万願寺とうがらし」、それからトマト、ミニトマト、結構今年も収穫して頂くことができました。

ただし、私がせっかく、新宿区には「早稲田みょうが」というのがありますね。それをうちに植えたいと思ってちょっとお願いしたんですけども、あれは何かパテントがあって簡単にはできないというお話を伺ったんですが、すごく残念で。お知り合いのミョウガさんと

おっしゃる方のみようがを頂いて、うちで食べております。何かもうちょっとハードルを低くしていただくと、皆さんに普及するんじゃないかと思ひまして。葉も茂りますし、実も、根っこになるんで、すごく一石二鳥なんですね。ぜひ何か行政のお力でやっていただけないかなと思ひております。

お願いいたします。

みどり公園課長 渡辺委員、いつもありがとうございます。今のお話、またちょっと後ほど細かく教えていただいて、私どもでできる範囲で努めたいと思ひますので、またちょっと詳細を教えてください。

よろしくお願いいたします。

熊谷会長 ほかにいかがでしょうか。

山本委員、お願いいたします。

山本委員 新しい取組がかなり増えているし、新しいモデル地区なんかについても検討されているということで非常に面白い、面白いというか期待できる内容だったように思ひます。

民有地のみどりの保全はやっぱり独特の難しさがあるんじゃないかなと想像するんですけども、先ほども三浦委員がおっしゃっていたように、お互い様みたいな気持ちも持てるような、そういう世界があったらいいなと思うんですが、個人的には、連続するみどりにかなりの価値があるんじゃないかなと思ひているところがありまして、隣も、コミュニティーの最小単位が例えば向こう三軒両隣であれば、周りがみどりが連続していれば、うちもやっぱりみどりをちゃんと確保しなきゃいけないんじゃないかというふうな思考が働くんじゃないかなと思ひたりするわけですね。

その意味で、連続するみどりに対して助成を手厚くできるような、そんな仕組みがあったらいいんじゃないかなと個人的には思ひます。そんな中で農地だとか大学、公園のようなみどりがつながって行って、民有地のみどりがちゃんと保全されるというような仕組みができるといいんじゃないかなと思ひています。

あと、みどりを保全しようと思ひ持ちになってもらうために、やはり普及啓発だとか価値を認識する、価値の再認識ができる、あるいは認識を強化するような取組がとても重要じゃないかなと思うんですけども、これは区として全体的にチラシ作ってキャンペーンやるような話と、もう一つはさっきの向こう三軒両隣じゃないですけども、地域の中でその価値を認識できるような、そんな取組も必要じゃないかなと思ひています。

例えば保護樹木に対してはいろいろ掲示板がついたりするような仕組みもあるかとは思ひ

ますけれども、向こう三軒両隣の人たちが集まってこの樹木、ここの場所のあるシンボルだよねというふうに確認できるようなことがあってもいいと思いますし、それがあると、実は先ほど世代交代によって樹木が伐採される、高齢化によって管理する力が低下したときに問題が起きるといったときに、これ私たちのみどりだよねというふうに言いやすいと思うので、そういう取組も実は地道ながらかなり効いてくるような仕組みになるんじゃないかなとは思っています。

特に大きな規模の開発については緑化計画書制度があるというふうな話もありましたが、特に小さい規模の土地に対して効くような仕組みをいかにつくれるかが、今回提案されているモデル地区の指定に当たっては、かなり重要じゃないかなと思いました。

以上です。

熊谷会長 いかがですか、事務局。

みどり公園課長 事務局です。貴重な御意見ありがとうございました。

1点目の、まず連続するという事は非常に重要だと考えております。一方でなかなか難しいところもありますが、新宿御苑ですとか、あるいは神田川沿いとか、そういったところをネットワーク化するという計画はあります。

一方で比較的、モデル地区で例えば渡辺委員にも御協力いただいているところあるんですけども、例えばみどりの協定ということでグループの方に家の前の道路というか、家の前のところに花壇とか並べていただいて、そういった材料の支援。それから、ちょっと連続するという事では規模的なところはあってもいいかもしれませんが、そういったところから、お隣三軒が協力してといった、そういったことで成功している事例もありますので、そういった取組もモデル地区の中に入れてたい。

もう一つは、一番ちょっと私どもやはり難しいと思っているのは、みどりの保全という中で、特に民有地のこの樹木の扱い。先ほど言いました保護樹木制度というのはございますけれども、一方で、先ほど御審議いただいたような課題もたくさんあります。そういったものがないと、じゃ、いざ解除すればそれでなくなってしまうのかといったことであると、やはり保全という形のモデル地区に指定しながら、なかなか保全ができないということもありますので、まさにそこがちょうど今、この制度の見直しの過渡期かと、肝に銘じておりますので、ちょっとまだ具体的なところは、区としての検討はまだこれからなんですけど、こういったことをモデル地区で反映をさせて、今後はそこがうまくいけばモデル地区じゃなくても区内全域でそういった制度を広めていくということで、この樹木の保護の在り方、それから連

続性ということも認識しながら、ちょっと細かいところは検討はしていきたいというふうに考えております。

ありがとうございます。

熊谷会長 ほかにいかがでしょうか。

竹川委員、何かございますか。

竹川委員 いろいろお聞きして、今、特に今も読んでおったんですけども、私どもの地域は屋上緑化、そういうものについてもう少し具体的に分かれば、啓蒙できるのではないかなど、そのように思っております。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。じゃ、事務局、屋上緑化について。

みどり公園課長 すみません。屋上の緑化については、例えば土の厚さといいますか、土壌が30センチ以上か以内かで若干金額が変わるんですが、1平方メートル当り2万円から3万円という形で助成を出しております。

ただ、この制度を始めていますが、なかなか件数が今、正直言うと大きくまだ伸びていないというところで、いろいろな機会を見て、もちろん建物の建築のときもそうなんですが、いろいろ周知をしているところです。

今回、このモデル地区の拡大を踏まえて、その助成の周知もそうですし、先ほど言った、屋上緑化するというと、じゃあ木を植えなきゃいけないのかといった中で、もうちょっと親しみやすくということで、先ほど言った菜園ですとか花壇をオーケーにしよう、助成の対象にしてもいいんじゃないかということで、皆さんがもっと分かりやすく楽しめるということも踏まえて、検討してこの普及、拡大を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

熊谷会長 ほかにいかがですか。

藤田委員、お願いいたします。

藤田委員 屋上緑化制度ができた頃は、セダムによる緑化というのがほとんどだったんですね。その頃は何十社という業者が雨後のタケノコのように生えてきたんですけども、今その中でセダムでやって残っているのは数社しかないです。というのはセダム、そんなに効果がないというのが分かってきた。

ですけども、よく見ると全然効果がないわけじゃないって。特に熱帯夜に対してはかなり効果があるというふうに考えていますので。同じ土壌厚でもきちんと水をやってやれば菜

園も不可能ではないということも分かってきましたので、そういったごくごく安い費用でできて、菜園だと種まきやいいので、非常に安くできるわけですね。そういった、こんな高いものだけじゃなくて、安くてもできるものを提示していくということは重要かと思えますね。

熊谷会長 いかがでしょうか。

三浦委員、お願いいたします。

三浦委員 ありがとうございます、三浦です。

屋上緑化なんですけれども私、学校薬剤師をしまして、担当校の屋上なんですけど、今年猛烈な暑さがありまして、枯れてしまったんですね。広葉樹が枯れてしまいました。針葉樹のほうは無事でしたけれども。そういった意味では本当に啓蒙が必要なのかなと思います。保全するといっても、やはり現場が保全しますので、そういう職員の方々に対する啓蒙をぜひとも区としてもお願いしたいなと思っております。

それとあと、屋上緑化が今メインのテーマになっているんですが、先ほど申し上げた壁面緑化、それもぜひとも推進していただきたいなと思っております。商業目的のアパート、狭小に関して、90平米以上に関して壁面緑化を義務化する。そうすることによって、緑が少しでも増える。今、世代交代が起きて土地がどうやって誰が買っているかという、個人が買うのではなく、ほとんどが小さなアパート、8軒、10軒が建つアパートになっております。ですので、そこを何とか抑えないと、これからみどりはなくなるのかなと思っています。

そして一番問題なのは建て方なんです。確かに下半分、えぐって建ててはいますが、これが傾斜面で、万が一滑り摩擦、摩擦係数、そういうのが小さくなって転倒した場合には、建物全体が落ちてしまう。そうすると被害が莫大になるんですね。それは中国が今、豪雨になって建物が倒れている様子とか皆様御存じだと思うんですが、それは他山の石ではなく、自分たちの国で間近に起きる可能性を否定できないという教訓だと思っております。

ぜひとも少しでもみどりを壁面緑化で覆い、屋上緑化に対して職員の啓蒙をし、それでみどりの保全を図るというのが大切なかと思っております。

よろしく申し上げます。

熊谷会長 ありがとうございます。

みどり公園課長 すみません、事務局から。

熊谷会長 どうぞ。

みどり公園課長 御意見ありがとうございます。

最初の、小学校とかの屋上の緑化の管理でございます。これ、みどり公園課が作ったものもあれば、学校所管の施設課が作ったものがございます。普通、完成しますと、維持管理ということで、例えば散水栓の使い方とか水やりとか、簡単な管理は学校の先生方にも引き継ぐことは引き継ぐんですけども、なかなか学校の先生たちが、ふだん、教育もやりながら全てというわけにはいかないもので、そういったところは私ども必要に応じて支援に行ったり、相談に行ったりもしておりますので、そこは私どもみどり公園課と施設課という、こういった公共施設を管理するところがありますので、今後協力しながら、そういった方の声も含めて考えていきたいと思っています。

2つ目、3つ目、壁面のお話でございます。先ほど敷地面積は250平米以上の建築で緑化計画を提出するというのがありますが、この「250平米以上の敷地」としているのは結局、建物を建てると、建物が建つ部分があります。残りの空地、空き地があります。建物が建てられるというのが新宿の場合、せいぜい敷地の60から90%と範囲がありますけれども、残りの部分で先ほど城倉も言ったんですけども、どうしても避難通路を造らなきゃいけないとか、あるいは駐車場の附置義務があるとか、必要なものを除いていったところで、ある程度緑地がどのぐらい取れるかといった算定をすると、どうもやっぱり敷地面積は250平米以上にしないと、なかなか残りを、建物の残りを全て緑化してくださいって難しい部分があるということで、ちょっと250というところは線を引いているという経緯がございます。

ただ一方で、委員御指摘のように、いや、例えば建物であれば壁面だってあるじゃないかということは当然だと思っております。先ほど言ったそのモデル地区、屋上緑化等というのは当然壁面等も入っていますから、壁面のそういったモデル地区の中で誘導するとか、先ほど言った助成金を、例えばですけども、少し助成額が上乗せできるとか、そういった形も含めて、そういった管理も含めて消費者の方ができるようなものも含めて、そういった誘導ができるように思っていますので、義務化して必ずやるというところも御指摘は分かっているんですけども、まずは、所有者がやれるような、やりやすいような制度も含めて、引き続きちょっと検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

熊谷会長 ありがとうございます。

実は、この委員会で私が一番期待していたのは、新宿区のそういう、非常にみどりを増やすのには厳しいいろいろな条件のところ、屋上緑化というのはかなり緑被率の増加とか、あるいは温暖化に対する対策とかで重要な課題ではないかと常々思っていたんですが、興水委員というのいらっしゃって、この方は日本ではダントツに屋上緑化の研究とか技術につい

ではお詳しい方で、と思っておったんですが、実は2年前に急逝されて、そういう意味では本当に私としては残念で。それから皆さんに対しても、本当にこういうときに、どんなにいい御意見をいただけたらと思う、今でも非常に本当に残念に思っています。

興水委員の御逝去については、以前にもこの審議会で御報告をさせていただきましたが、そんなことがあって、そういう技術的な問題は藤田委員が一番お詳しいと思いますので、ぜひ興水委員の後を引き継いで、よろしくお願いをしたいと思います。

ほかに何かございますか。

多分、屋上緑化あるいは壁面緑化等については実際に先ほど申し上げたように、新宿区で大きな課題として、それこそ皆さんが住民の方というよりも、商店街の方とか、それから企業で運営、管理運用されている方とか、皆さん興味あると思われるので、これからもぜひ御意見をいただきながら、特に事務局のほうでもひとつよろしくお願いをしたいと思います。

ほかに何かございますか。

山本委員、お願いいたします。

山本委員 屋上緑化専門じゃないんですけれども、指導する学生が1人、屋上緑化に非常に興味を持って取り組んでいまして、屋上緑化が、屋上緑地が高度に管理されるためには、人が常に利用していることが重要ではないかという、まだそんな実証できている話ではないんですけれども、そういう仮説的なものも持っていたりします。

先ほどの学校の話で、屋上緑地にあった樹木が枯れたみたいな話も、ふだんから利用して学校の教育素材に使っていたりすると管理しようと思うわけですし、そういう意味で常に使う、利用するということが大事じゃないかなとは思っています。

あと、先ほど災害の話も少し出たんですけれども、最近国際会議とかでもよく話題になるのが、日本人が発想してよく発言するのがグリーンインフラストラクチャーというのがありますし、それから国際的にはネイチャー・ベースド・ソリューションズっていいまして、みどりによっていろいろ解決を図り、生態系を活用して災害を防ぐというようなことをいろいろ議論する機会がすごく増えたように思います。

新宿区も都市的な環境の中で、気候変動とかによるいろんな災害とかも想定されたりして、国交省のいろんなガイドラインとかでも出てきているんじゃないかなとは思いますが、そういう意味で新宿の中で、新宿区の中で、そういうネイチャー・ベースド・ソリューションズとか、グリーンインフラとか、E c o - D R R——ディザスター・リスク・リダクションとありますが——そういういろんな手法を導入したりするのも面白いんじ

やないかなと個人的には思っていますので、今後の検討の中で機会があればぜひ導入できないかとか、事例をつくれないうようなことを御検討いただけたらうれしいです。

以上です。

熊谷会長 事務局、お願いいたします。

みどり公園課長 委員、御意見ありがとうございます。現在、緑地それから区立公園を含めて、ちょっと今そういった形の計画とか考え方はまだ具体的には持ってございませんが、引き続きこの検討も踏まえて、中でできるようなことがあるかどうか考えていきたいと思っておりますので、すみません、よろしくをお願いいたします。

熊谷会長 ほかに何かございますか。

よろしければ次の議事次第4のその他について事務局から説明をいただいて、このその他も含めて今までの審議事項及び報告事項について何か、まだ御意見をお述べになりたいという方がいたら、ここでも御発言をいただいて結構だと思いますので、よろしくをお願いいたします。

◎その他

熊谷会長 それでは、その他について事務局より説明をお願いいたします。

事務局（宮田） 事務局、宮田です。着座して御案内いたします。

引き続きまして昨年度より開始しております、区民参加型の生き物モニタリング調査につきまして御案内申し上げます。机上配布いたしました資料5、カラー刷りの新宿区いきものさがし2022とA4の新宿区いきものさがしニュースレター第1号を御覧ください。

昨年度は、新宿区みどりの基本計画で定めている指標種と冬鳥を対象にして募集いたしましたいきものさがし2021ですけれども、こちらのA4のニュースレターにまとめましたように、報告件数34件、指標種15種、個体……というような形で皆様から報告をいただきまして、まとめさせていただきました。

今年度につきましては指標種を両生類と爬虫類を中心に募集しております。募集期間は7月5日から12月31日までとなっております。引き続き自然観察会等も実施しながら、身近な生活における生物多様性の理解の推進を図ってまいりますので、皆様も御協力のほうをお願いいたします。もし見かけられる生き物等がございましたら新宿区のほうに御報告いただければと思いますので、周りの方々にも宣伝していただけると、大変恐縮ですが助かります。よろしくをお願いいたします。

昨年度の結果につきましてはこちらのA4判のニュースレター以外にも、窓口とホームページでお知らせしております。また、2022の電子のデータにつきましてもホームページ等でお知らせしておりますので、御協力のほう、よろしく願いいたします。

以上となります。ありがとうございました。

熊谷会長 ありがとうございました。

何か、御意見なり御質問ございますでしょうか。

三浦委員、お願いいたします。

三浦委員 ありがとうございます、三浦です。今、両生類のすみかとなり得る環境というのは、新宿区の場合ではもう公園か、それでもなければ川か、そんなところでしょうか。ほとんど個人宅はもう。昔、うちも池が2つあって、ヒキガエルが大変繁殖しておりましたけれども、現在池を潰していますので、生き残りが数匹毎年出てくるぐらいなんです。それで個人宅で池が現在もあるってお宅はすごく少ないと思うんです。ですからみどり公園課として一年中、もしくはカエルが繁殖できるような、両生類が繁殖できるような冬以外のときに、水、池がずっとあるといいなと思っています。

うちの近所だとどこがあるのかなって。哲学堂なのかなとか思うんですけども。ですから、うちでカエルを発見したらなるべく哲学堂に連れて行くようにしているんです。繁殖できるように。ですので、もう少し繁殖できるようなスペースがあるといいのかなと思っています。

それと学校においても、ヒキガエルを見ても、何ていうんでしょうか駆除してしまうようなところがあるんです。ヒキガエルにはやはり毒があるということで駆除してしまうところがあるので、やはり両生類は蚊を食べたり、害虫を食べたりする貴重な生き物だということになるべくお知らせして、保存していくような形ができるといいなと思っています。学校で連携したりするととてもいいのかなと思っています。

中学校でカエルの実験をしたと思うんですけども、これからも両生類の実験材料としてカエルは大変貴重だと思いますので、保存ができるように、すみかを確保してあげられたらいいなと思っています。

新宿区としても公園のほうで池をなるべく、事故が起きないか心配だとは思いますが、方向性として池が保存されるといいなと思っています。

よろしく願いします。

熊谷会長 ありがとうございました。

事務局いかがですか。

みどり公園課長 御意見ありがとうございます。

実は区立公園で大きな池、いわゆる水遊びじゃない池というものというのと、お近くというわけじゃないですけども、おとめ山公園とか、確かに新宿中央公園の一部とか、あるにはあります。

これはちょっと堅い話で恐縮ですが、公園でいうといろんな都市公園法とか法令があるんですけども、原則生き物も、鳥採取も禁止ですし、放流というのを基本的にできないことになっているんですよ。これはあくまでもしゃくし定規の話でございます。そうは言っても区民の皆さんから、例えばカエルのそういった卵があるとか、動植物困っているというときはちょっと個別に御相談させていただくかなとは思っております。

なので、なかなか区立公園で展開していくというのがちょっとこういった法令的な制約もありますけれども、そこは法令を遵守した上での、公園管理の私どもとそういった個別の協議かなと思っておりますので、御相談はいつでも受けたいと思います。

あと先ほど言った、各家のこういった昔ながらの池とか少なくなっているのも事実だと思いますので、私たちはこのモニタリング調査を踏まえて、この結果も今後分析する上で、その生物多様性というものに対してどう施策を打っていくのかといったことを、これから考えていきたいと思っておりますので、また御意見いただければと思います。

ありがとうございます。

熊谷会長 会長の私があんまり意見を言っでは申し訳ないのですが、実は10年ぐらい前ですかね。ビオトープというのが大変大きな世界的な流れになり、日本でもそういうことに対して興味がある時代がありまして、新宿区でもビオトープをぜひ作らないといけないと。私の記憶では多分、学校にビオトープを作ったらどうかというような、こういう意見もありまして、となると教育委員会のマターともよく調整しなきゃいけないというようなことで、当時その教育委員会の御意見もいただきながら、あるいはPTAという、大変な組織もございまして、そういうところの御意見も伺って、安全でかつ生物の多様性の基本となるようなビオトープを新宿区の中にできるだけ多く作ろうというような動きがございました。

今、このような生き物、指標種とか、実際に捕まえても、放す場所がないというのは事務局からのお答えもありましたけれども、多分区で指導して設置したビオトープがまだ健在で、それなりに地域の生徒さんとか子供たちが大切に管理しているのであれば、今までそういうところに区としてもある程度以上の協力というか支援もしてきたと思っておりますので、ビオトー

プなんていうのは、この際もう一度きちっと区として位置づけて、新しい、こういうような生き物を、何ていいますか、長らく保全していくとか、そういうような場につなげていけたらいいかなというふうに思っていますが、事務局、その辺は、ビオトープはいかがですか。

みどり公園課長 事務局です。会長、ありがとうございます。

実は、平成十四、五年あたり、当時みどり公園課で、小学校に教育委員会と相談させていただいて、みどり公園課のほうでビオトープを大分作らせていただきました。当時小学校中心に十二、三校ぐらい、屋上とか校庭を含めて。それは田んぼとかいうのもあるんですけども、池を作ったり、例えばチョウとかトンボが来るような、あるいは、そういった実のなる木とか、そういうビオトープですね。

現在、私どもが作って、その後学校との引継ぎみたいな形にはしていますが、現状もう少しその辺今後、どうなっているかを含めてまた拡充も含めて。それから先ほど会長が言われたビオトープは、今区立公園の中では、新宿中央公園と、それからみなみもと町公園にビオトープがございまして、そこで区民の方が管理運営しているところもございまして、そういった御紹介、先ほどしなかったのは申し訳なかったんですが、そういったところもまた再認識しながら、先ほどの御意見にいろいろ当たっていければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

熊谷会長 よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

何かその他について、御意見、御質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。一応予定をしておりました時間を若干過ぎましたので、特に御意見がなければ、最後の次第でございませうか。連絡事項に移らせていただきたいと思います、よろしいでしょうか。

◎連絡事項

熊谷会長 それでは、連絡事項について事務局からお願いいたします。

みどり公園課長 事務局です。本日はありがとうございました。

例年ですと次回の審議会は、大体3月頃ということでございませうが、保護樹木の指定解除等の案件が出た場合は、場合によっては小委員会を開催するというように考えています。

ただ、先ほどの吉川委員からの御意見もあつたのを含めて、ちょっと落葉関係の話でもこ

れは別途ございますので、これについてはまた別途考えた上でやりたいと思っていますので、また関係する委員の皆様につきましては別途、通知をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

事務局からは以上でございます。

熊谷会長 ありがとうございました。

◎閉会

熊谷会長 それでは、本日の審議事項は全て御審議をいただきました。さらに連絡事項まで事務局から御説明いたしましたので、これをもちまして、本日の新宿区みどりの推進審議会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

午後 4 時 13 分閉会